

1 情報提供の対象となる職種	職業が医師又は歯科医師と判明した者
2 情報提供の内容	<p>○情報提供の対象となる事件の範囲</p> <p>「罰金以上の刑が含まれる事件」で公判請求した事件又は略式命令を請求した事件 (ただし、軽微な事件については、公判請求事件に限る)</p> <p>○情報提供の内容</p> <ul style="list-style-type: none">・ 公訴事実の要旨・ 判決結果および事実の要旨 (控訴審、上告審を含む)